

白石市

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

～概要版～



計画策定の背景

本市では、平成12（2000）年度の介護保険制度の開始以降、8期にわたって高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定してきました。

特に、第8期計画からは、『お互いの自分らしさを認め合い、支え合いながら、いつまでも暮らし続けられるまち』という基本理念を掲げ、今期計画において団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年、さらに団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年に向けて、「介護予防と生活支援サービス事業」、「在宅医療・介護による連携」、「認知症高齢者に対する支援」、「生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築」の4つを重点項目とした地域包括ケアシステム構築のため、市民や関係機関・団体との連携・協働を図りつつ、様々な施策の取り組みを続けています。

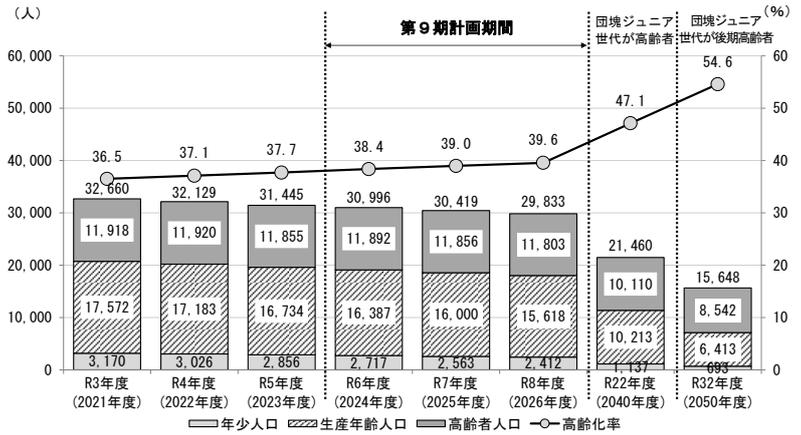
「白石市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）は、計画期間の3年間だけではなく、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和32（2050）年までを見据えた計画として、本市の高齢者福祉・介護保険施策の基本的な考え方や具体的な取り組み等を示すとともに、「地域包括ケアシステム」の充実・向上及び誰もが支え合う地域共生の社会づくりを推進します。

高齢者、要支援・要介護認定者数の推移と推計

高齢者人口・高齢化率

今後も総人口の減少傾向が続き、第9期計画期間内は高齢者人口も減少傾向が続くことが見込まれます。また、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年度には、高齢者人口が10,110人となり、生産年齢人口とほぼ同等と見込まれます。

なお、高齢化率は令和8(2026)年度には39.6%、令和22(2040)年度には47.1%、令和32(2050)年度には54.6%に上昇することが見込まれます。

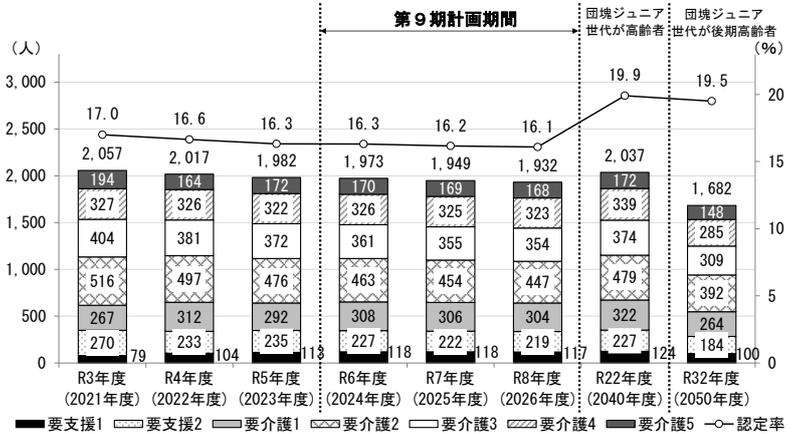


出典：令和5(2023)年度実績値 住民基本台帳(令和5(2023)年9月末)

要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は今後も減少が続き、令和8(2026)年度には、1,932人、令和22(2040)年度には増加に転じて2,037人、令和32(2050)年度には1,682人に減少することが見込まれます。

また、第1号被保険者数に占める認定者数の割合(認定率)も下降傾向が続き、令和8(2026)年度には16.1%になることが見込まれ、令和22(2040)年度には19.9%に上昇し、令和32(2050)年度には19.5%に減少することが見込まれます。



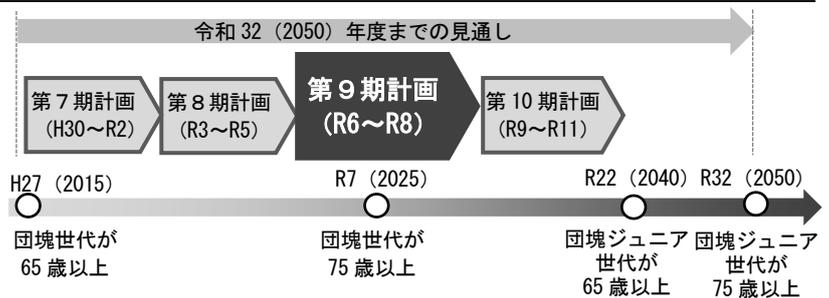
出典：地域包括ケア「見える化システム」

計画期間と日常生活圏域の設定

計画期間

計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間で、

介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の規定により、3年を1期として定めることとされています。



日常生活圏域の設定

本市における日常生活圏域については、市民の様々な意識が「地区公民館区域」を基本として形成されている現状を踏まえて、次の9圏域を設定しています。

日常生活圏域	① 白石地区	② 越河地区	③ 斎川地区	④ 大平地区	⑤ 大鷹沢地区	⑥ 白川地区	⑦ 福岡地区(深谷地区を除く)	⑧ 福岡深谷地区	⑨ 小原地区
地区人口(人)	16,700	1,261	853	2,350	1,700	1,340	5,158	1,485	598

(令和5(2023)年9月末現在)

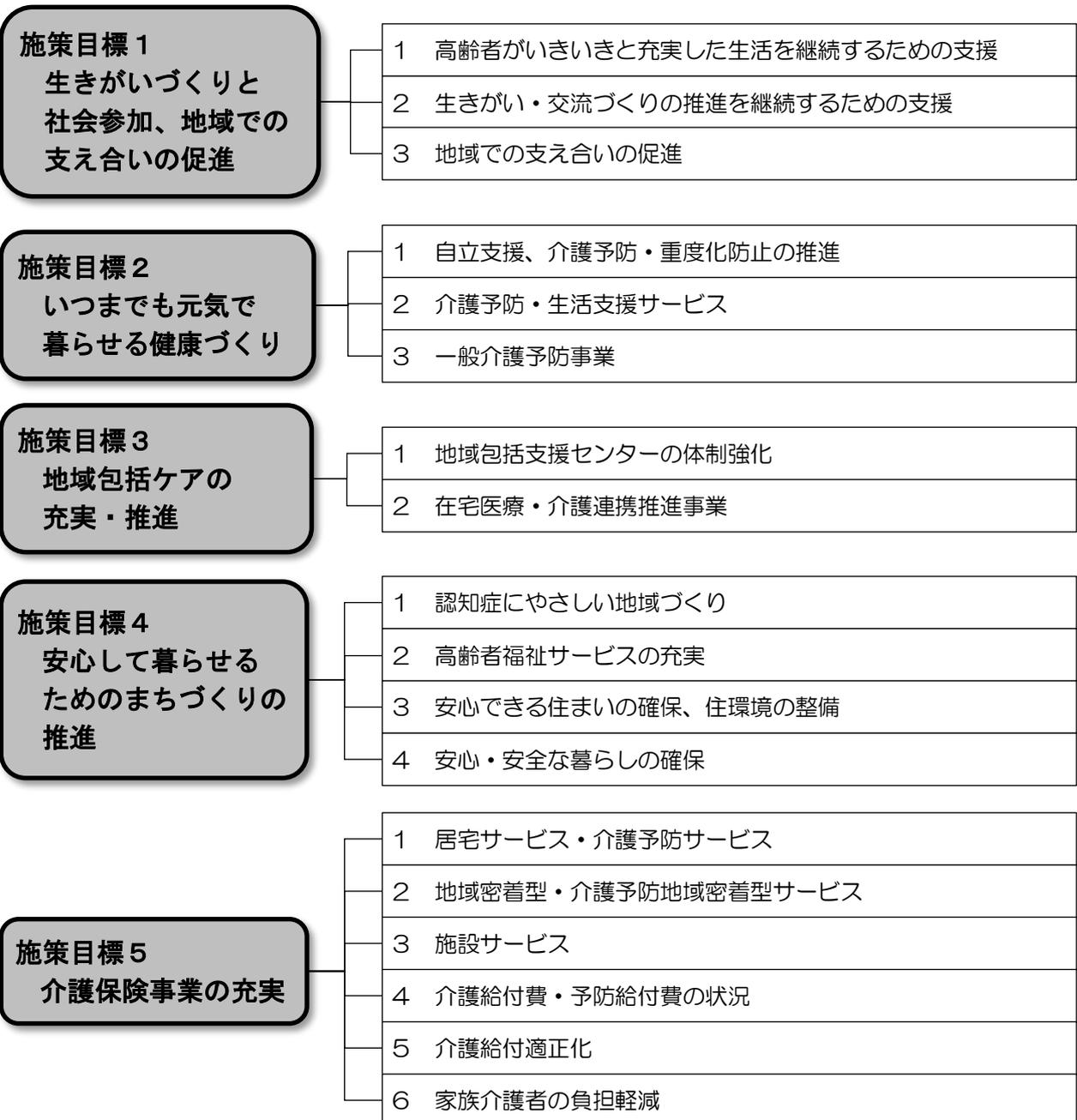
計画の基本理念・基本目標

本計画の基本理念は、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年、さらに団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和32（2050）年を見据え、高齢者一人ひとりが自身の健康を維持しつつ、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの充実、向上を目指します。

《基本理念》

**お互いの自分らしさを認め合い、支え合いながら、
いつまでも暮らし続けられるまち**

《施策体系》



施策目標1 生きがいつくりと社会参加、地域での支え合いの促進

高齢者が健康で生きがいのある充実した生活を送るため、高齢者のニーズを捉えながら多様な交流の場や社会参加できる機会を作るとともに、高齢者が培ってきた豊かな経験や知識、技術を活かし、高齢者の生きがいつくりにつながる活動を支援します。

また、地域にある人や活動は「宝」であり、それを発見し大事に育み、人と人がつながることで、助け合い・支え合いが生まれ、高齢者が暮らしやすい地域づくりの推進を図ります。

1 高齢者がいきいきと充実した生活を継続するための支援

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| (1) 高齢者の生きがいつくりの支援 | (2) 高齢者の移動手段の確保 |
| ①生きがいデイサービス事業（ほっとくらぶ） | ①市民バス、乗合タクシーの運行 |
| ②老人福祉センター利用助成事業 | ②高齢者バス乗車証等交付事業 |
| ③高齢者の就労対策の推進 | ③高齢者等地域ささえ愛互助活動支援事業
（移動支援） |

2 生きがい・交流づくりの推進を継続するための支援

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 老人クラブ等の育成・支援 | ②高齢者スポーツの推進・普及事業 |
| (2) 生涯にわたるスポーツ活動の推進 | ③しろいしウォーキングマップの普及 |
| ①生涯スポーツの普及・啓発事業 | (3) 生涯学習の推進 |

3 地域での支え合いの促進

- | | |
|----------------------|----------------------------------|
| (1) 地域コミュニティによる生活支援 | (2) 生活支援体制整備事業 |
| ①地域コミュニティ活動のための人材育成 | (3) 高齢者等地域ささえ愛互助活動支援事業
（家事支援） |
| ②高齢者見守り体制の推進 | |
| ・地域による見守り | |
| ・高齢者等見守り協定締結機関による見守り | |

施策目標2 いつまでも元気で暮らせる健康づくり

要介護の原因となる「筋力低下」、「閉じこもり」、「認知症」、「お口の健康」、「栄養」等に関する健康づくりの普及啓発、健康運動教室などの機会の提供を行うとともに、地域の互助、民間サービスも活用しながら地域全体で我が事として考え、健康づくりや介護予防に取り組むことができる仕組みづくりを進めていきます。さらに、要介護状態になっても生きがいや役割を持ち生活できる地域づくりを目指します。

また、健康な高齢期を過ごすことができるよう、前期高齢期からの健康づくりを推進していきます。

なお、これらの事業を進めていくに当たり、保健福祉、介護予防、介護保険サービスなど、各種データを整理分析し、活用していきます。

1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

- (1) 自立支援、介護予防・重度化防止のための取り組み
- ・自立支援、介護予防・重度化防止に関して、市民や関係機関へ普及啓発を図る。
 - ・認知症に関する知識の普及啓発を推進するとともに、早期に適切な医療・介護等につなげる仕組みづくりを構築し、重度化防止に努めていく。
 - ・高齢者自身が担い手となる活動の場や住民主体の通いの場の創設、担い手の養成に取り組み、フレイル予防と人材育成を図る。
 - ・地域ケア個別会議からの地域課題を抽出し、地域課題を解決する取り組みを図る。

2 介護予防・生活支援サービス

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| (1) 訪問型サービス（訪問介護相当サービス） | (4) 介護予防ケアマネジメント事業 |
| (2) 通所型サービス（通所介護相当サービス） | ①要支援者に対する予防給付ケアマネジメント |
| (3) 多様なサービス | ②総合事業対象者に対する介護予防ケアマネジメント |

3 一般介護予防事業

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 一般介護予防事業の実施 | ④一般介護予防事業評価事業 |
| ①介護予防普及啓発事業 | ⑤地域リハビリテーション活動支援事業 |
| ②介護予防把握事業 | ⑥保健事業と介護予防の一体化 |
| ③地域介護予防活動支援事業 | |

施策目標3 地域包括ケアの充実・推進

本市における地域包括ケアシステムの充実に向けて、その中心となる地域包括支援センターの体制充実を図ります。

また、各地域での高齢化の進行や家族形態の多様化が進んでいますが、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、自立した生活の支援の充実や在宅医療・介護の連携を推進するほか、高齢者のみならず、地域のあらゆる住民が可能な範囲で役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスを活用しながら協働して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

1 地域包括支援センターの体制強化

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| (1) 地域包括支援センターの設置・運営 | ②権利擁護業務の充実 |
| ①総合相談業務の充実 | ・成年後見制度に関する支援 |
| ・地域包括支援センターにおける総合相談 | ・高齢者虐待への対応 |
| ・専門的・継続的な相談支援 | ・困難事例への対応 |
| ・地域におけるネットワークの構築 | ③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の充実 |
| ・高齢者の実態把握 | (2) 地域ケア会議の推進 |
| ・在宅介護支援センターによる相談窓口 | (3) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの充実 |
| ・提供体制の整備 | (4) 地域包括支援センター事業評価の実施 |

2 在宅医療・介護連携推進事業

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 在宅医療・介護連携推進事業の実施 | ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援 |
| ①地域の医療・介護保険サービス資源の把握 | ⑥医療・介護関係者の研修 |
| ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 | ⑦地域住民への普及啓発 |
| ③切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築 | ⑧関係市町村の連携 |
| ④医療・介護関係者の情報共有の支援 | |

施策目標4 安心して暮らせるためのまちづくりの推進

高齢者が地域で自立した生活を送るためには、介護保険サービスとともに、介護保険以外の多様なサービスにより、日常生活へのきめ細かな支援や見守りを行うことが必要です。

また、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症になっても意思が尊重され、できる限り住み慣れた自宅や地域で自分らしく暮らし続けられる「共生社会」の実現を目指し、認知症高齢者の早期対応・早期診断体制の充実や、認知症に関わる医療と福祉・介護の連携強化を図ります。また住民が、認知症に関する正しい知識や理解を深めることができ、認知症の人や家族のことを「我が事」として参画するまちを目指します。

さらに、高齢者虐待は身近に起こり得る問題であり、高齢者の権利を守るため、高齢者虐待に対する早期発見・早期支援の施策や体制づくりを推進していきます。

1 認知症にやさしい地域づくり

(1) 普及啓発

- ①標準的な認知症ケアパスの普及
- ②認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ③認知症サポーターの養成と活用

(2) 医療・ケア・介護サービスの充実

- ①認知症初期集中支援推進事業
- ②認知症地域支援・ケア向上事業
- ③認知症を支える職員の育成

(3) 認知症を支える仕組みづくりと若年性認知症の人への支援

- ①認知症の人や介護者への支援（認知症カフェ（オレンジカフェ）の開催）
- ②若年性認知症支援の充実
- ③消費者被害の防止
- ④日常生活自立支援事業（まもりーぶ）の利用支援
- ⑤認知症高齢者の見守り体制・ひとり歩き対策
 - ・高齢者等SOSネットワーク事業
 - ・白石市認知症高齢者等見守りQRコード活用事業

2 高齢者福祉サービスの充実

(1) 高齢者福祉サービスの実施

- | | |
|----------------|-------------------|
| ①高齢者等安心見守り事業 | ⑤家族介護慰労金支給事業 |
| ②配食サービス事業 | ⑥訪問理容サービス事業 |
| ③救急医療情報キット配布事業 | ⑦寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業 |
| ④在宅老人等紙おむつ給付事業 | ⑧高齢者タクシー利用助成事業 |
| | ⑨養護老人ホーム等への措置 |

3 安心できる住まいの確保、住環境の整備

(1) 安心できる住まいの確保、住環境の整備

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| ①居宅介護支援事業者等支援事業費補助事業
（住宅改修支援） | ③軽費老人ホーム（ケアハウス） |
| ②高齢者世話付き住宅及び生活援助員派遣事業 | ④有料老人ホーム |
| | ⑤サービス付き高齢者向け住宅 |

4 安心・安全な暮らしの確保

(1) 高齢者虐待の防止

- ①高齢者の虐待防止に関する相談窓口の周知・普及啓発
- ②高齢者虐待防止ネットワークの強化

(2) 避難行動要支援者対策の充実

- (3) 緊急事態の事前対策の推進
- (4) 高齢者に対する交通安全教育の推進

施策目標 5 介護保険事業の充実

高齢者が、介護が必要な状態となっても、それぞれのニーズにあった適切なサービスを選択できるようサービスの見込量に応じて計画的に介護保険サービスを整備します。

計画期間の給付費、利用回数・日数、利用人数の推計値は、厚生労働省が運営する「地域包括ケア『見える化システム』」を参考に算出したものです。

介護保険事業の推進に当たっては、介護給付費の適正化を推進し、費用の効率化を図ります。

居宅サービス・介護予防サービス

- (1) 訪問介護
- (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
- (3) 訪問看護・介護予防訪問看護
- (4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- (5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
- (6) 通所介護
- (7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- (8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- (9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
- (10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
- (11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
- (12) 特定福祉用具購入費・介護予防特定福祉用具購入費
- (13) 住宅改修費・介護予防住宅改修費
- (14) 居宅介護支援・介護予防支援

地域密着型・介護予防地域密着型サービス

- (1) 地域密着型通所介護
- (2) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
- (3) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
- (4) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
- (5) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (8) 看護小規模多機能型居宅介護
(複合型サービス)

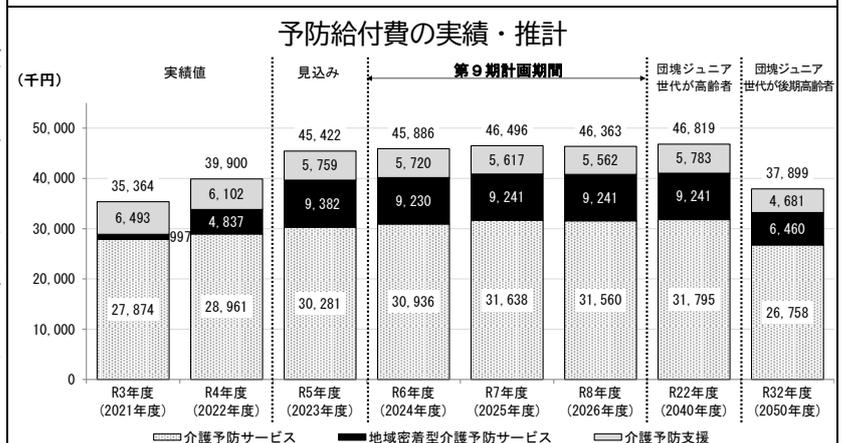
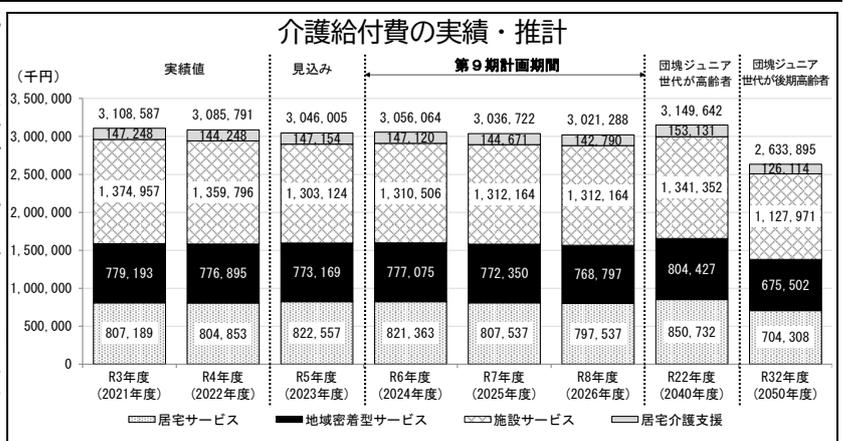
施設サービス

- (1) 介護老人福祉施設
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護医療院

1 介護給付費・予防給付費の状況

第8期計画期間中の介護給付費の推移は、給付費全体としては減少傾向が続いています。令和6(2024)年度以降の推計では、第9期計画期間内で施設サービスはほぼ横ばい、その他の区分では減少が見込まれますが、令和22(2040)年度には増加する見込みとなっています。その後の令和32(2050)年度は、令和3(2021)・4(2022)年度の実績値を下回る見込みとなっています。

予防給付費の推移をみると、給付費全体は増加する見込みです。令和6(2024)年度以降の推計では、第9期計画期間内で地域密着型介護予防サービスはほぼ横ばい、介護予防支援では減少を見込みます。また、令和22(2040)年度には増加しますが、令和32(2050)年度には40,000千円を下回る見込みです。



2 介護給付適正化

(1) 介護給付等費用適正化事業の実施

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアプランの点検
- ③住宅改修・福祉用具購入等の点検

④医療情報との突合・縦覧点検

⑤介護給付費通知

(2) 地域密着型サービス事業者等に対する指導

3 家族介護者の負担軽減

(1) サービス提供体制の整備の推進

(2) 相談窓口の強化

第9期計画期間の介護保険料

本計画期間である令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの本市の保険料基準額及び段階別の保険料等は、介護給付・予防給付等の見込み、さらに、地域支援事業費、調整交付金見込み額等の各種事業費、交付金等を加えて計算しました。

その結果、本市における令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の介護保険料基準額は下表の第5段階のとおり、月額で5,600円、年額で67,200円となります。

【第1号被保険者の所得段階別保険料】

段階	各段階の所得区分		計算方法	保険料月額
第1段階	非課税世帯	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の方	基準額×0.455 (軽減後 0.285)	2,548円 (1,596円)
第2段階		・世帯全員が市民税非課税 かつ 本人の年金収入等が80万円超120万円以下の方	基準額×0.685 (軽減後 0.485)	3,836円 (2,716円)
第3段階		・世帯全員が市民税非課税 かつ 本人の年金収入等が120万円超の方	基準額×0.690 (軽減後 0.685)	3,864円 (3,836円)
第4段階	本人が非課税	・本人が市民税非課税の方 (世帯内に市民税課税者がいる場合) かつ 本人の年金収入等が80万円以下の方	基準額×0.900	5,040円
第5段階		・本人が市民税非課税の方 (世帯内に市民税課税者がいる場合) かつ 本人の年金収入等が80万円超の方	基準額×1.000	5,600円
第6段階	本人が課税	・本人が市民税課税の方 (合計所得金額が120万円未満)	基準額×1.200	6,720円
第7段階		・本人が市民税課税の方 (合計所得金額が120万円以上210万円未満)	基準額×1.300	7,280円
第8段階		・本人が市民税課税の方 (合計所得金額が210万円以上320万円未満)	基準額×1.500	8,400円
第9段階		・本人が市民税課税の方 (合計所得金額が320万円以上420万円未満)	基準額×1.700	9,520円
第10段階		・本人が市民税課税の方 (合計所得金額が420万円以上520万円未満)	基準額×1.900	10,640円
第11段階		・本人が市民税課税の方 (合計所得金額が520万円以上620万円未満)	基準額×2.100	11,760円
第12段階		・本人が市民税課税の方 (合計所得金額が620万円以上720万円未満)	基準額×2.300	12,880円
第13段階		・本人が市民税課税の方 (合計所得金額が720万円以上)	基準額×2.400	13,440円

白石市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 ～概要版～

発行：令和6年3月

発行者：白石市

編集：保健福祉部長寿課・地域包括支援センター